メキシコにおける貧困政策:"Oportunidades" について

――<新しい>社会扶助?

山田

晋

はじめに

下で生活する者を半減する」という国連・ミレニアム開発ゴールの目標も、地域により達成が絶望的とされてい ないものではないにもかかわらず、いまだに貧困が消失した社会は稀である。二○二五年までに「一日一ドル以 貧困は今日なお人類の最大の脅威の一つである。死や疾病のように壮大な医学の進歩をもってしても克服でき

在しない国も多いし、社会保障が構築されていてもなお、貧困が存在する国々もある。 貧困という人類の古典的脅威に対する一つの処方箋は、社会保障であるはずだ。しかしながら、社会保障が存 る。

会保障制度以外のどのような手法により貧困を克服しようとしているかを検討する。二〇〇六年のデータによれ シコ)に焦点を当て、社会保障制度が存在しながらなぜそれが貧困に対して有効に機能していないか、そして社 本稿では、社会保障が存在するにもかかわらず、なお多数の貧困者を抱えているメキシコ合衆国 (以下、メキ

メキシコにおける貧困政策:"Oportunidades" について

ば、 situación de extrema pobreza) 組んでいる。 transferencia monetaria condicionada"; "transferencias en efectivo condicionadas") を活用し、 D |加盟国であることを考えれば、好ましい数字とは言えない。 メキシコでは人口の三一・七%が貧困線以下にあり、 社会扶助と評価する「条件付き所得保障」(the conditional cash transfer scheme CCT;"programa de メキシコのこの貧困撲滅プログラムは、基本的には一八歳までの子を持つ貧困家庭(Hogares en を対象とし、「人的 開 発の機会の ジニ係数は○・五○六である。これはメキシコがOEC 結論を先取りすれば、メキシコは、世界銀行が「新 ため 0) プ D グラム・ オ ポ ル 貧困削減に取り トゥニダデス

ニダデスはその「成功例」と評価されている(4) 国が多く、「条件付き所得保障」を採用している国は多いが、 参加している。ラテンアメリカ諸国は社会保障制度の人的適用範 以下、 ("Programa de Desarrollo Humano Oportunidades" : Oportunidades) | オポルトゥニダデス)と呼ばれ、五○○万世帯、二五○○万人が オポル 見が狭 トゥ

ぎに出ていると言われている。 稼ぎが多く、 テカス州は人口約 八年一〇月に訪問調査したサカテカス(Zacatecas)州を例に見た。 本稿で検討されるオポルトゥニダデスの具体的な展開は、 昔から銅、 サカテカス州 銀、 一三万六〇〇〇人の州で、 金などが産出される。 の現住市民と同じ人口がアメリカ合衆国に出稼 三二あるメキシコの州の しかしメキシコの中では最も出 産業構造は、 中で、 農業中心である 筆者が二〇〇 豊かさでみ サカ



写真 1 サカテカス州内の地域オフィス

れば中位にあたる。人口の四一%がオポルトゥニダデスに参加している(写真1)。

ネス博士(Dr. Alejandro Sámano Martínez)、ソチティ・レムス博士(Dr. Xochitl Meseguer Lemus)に資料提 なお調査にあたっては社会開発省(la Secretaría de Desarrollo Social SEDESOL)のアレハンドロ・マルティ 調査プログラムの設定など大変お世話になった。記して感謝する。写真については被写体となった人物に撮

注

2

影、および写真の公表についての承諾を得ている。

- 1 Comisión Económica para América Latina y Caribe, *Panorama Social de América Latina 2008*, CEPAL, 2008, pp.226, 232
- Programmes: Experience from Latin America, CEPAL Review, vol.86, 2005, 83-96 Programs, 2004, World Bank Social Protection Discussion Paper No.0416, pp.22.; Pablo Villatoro, Conditional Cash Transfer Laura B. Rawlings, A New Approach to Social Assistance: Latin America's Experience with Conditional Cash Transfer

53

- (3)「条件付き所得保障」については、山田晋「社会保障の役割の再検討―先進国・工業化諸国と発展途上国における社会保障 の異同から」大曽根寛・金川めぐみ・森田慎二郎編『社会保障法のプロブレマティーク』法律文化社(二〇〇八年)所収、同 (二〇〇九年)、参照 "ラテンアメリカの社会政策~社会保障法となり得るか?」、『明治学院大学社会学部付属研究所・研究所年報』三九号
- $\widehat{4}$ Transfer Programme, Social Policy & Administration, vol.40, No.4, 2006, p.425ff., at p.433 Maxine Molyneux, Mothers at the Service of the New Poverty Agenda: Progresa/ Oportunidades, Mexico's Conditional

一節 メキシコの社会保障制度

メキシコにおける「条件付き所得保障」 の展開について検討する前に、メキシコの生活保障制度である社会保

障制度について簡単に見ておく。

のものの保障(seguros)をふくむものである。」と規定する。しかしメキシコの社会保障制度は憲法に基づき全 trabajo)、疾病(enfermedades)、事故(accidentes)、託児サービス(servicios de guardería)そして他の同様 asalariados)、他の社会的セクター(sectores sociales)に従事する者、およびそれらの家族に対する、障害 Política de los Estados Unidos Mexicanos)は「私有財産制と議会民主制を基盤としながらも国家による私権へ (invalidez) の介入を大幅に認めた、新しい国造りの基軸」と評価され、制定当時から「社会権」を規定していた。現行憲法 (utilidad pública) に属するものであり、それは労働者(trabajadora)、農民(campesinos)、非賃金労働者(no (基本的には一九一七年憲法である)一二三条XXN項は「社会保障の法(Ley del Seguridad Social)は公益 九一〇年~一九一七年の「メキシコ革命」の成果を盛り込んだ一九一七年メキシコ憲法 老齢(vejez)、生命(vida)、失業(=労働の任意でない終了)(cesación involuntaria del メキシコの社会保障制度の歴史 (Constitución

国民を対象に普遍主義的・拡張的には発展せず、政権を支える職種の重要性に応じて制度が導入された。そのた

ら排除されていった。 め、公務員、 基幹産業労働者は社会保険によって保護され、 インフォーマルセクターおよび農民層は社会保険か

一 メキシコの社会保障

いた社会保障制度が展開されている。なお憲法では「社会保障の法」と規定するがこのような名称の実定法が存 憲法一二三条XXN項をうけてメキシコでは、一九四三年の「社会保険法(Ley del Seguro Social)」に基づ

在するわけではない。

y Servicios Sociales de los Trabajadores del Estado ISSSTE)」などがある)、メキシコ社会保障制度の中心的 会保険加入者の八割をしめるといわれ(他に公務員のための「国家公務員社会保険公社(Instituto de Seguridad (Instituto Mexicano de Seguro Social IMSS)」を設立させる。メキシコ社会保険公社がメキシコの全公的社 |社会保険法||は労働者とその家族の生活保障を行う法で、そのための法人組織として「メキシコ社会保険公

役割を担っているといえる。

生命 社会保険法改正で全面的に「民営化」され、 当金などによる賃金補償、 (guarderias) 「社会保険法」が規定する給付は、労働災害 (Riesgos de trabajo)、医療 (Enfermedades y maternidad)、障害・ (Invalidez y Vida)、退職・高齢失業・老齢(Retiro, Cantia en edad avanzada y Vejez)、託児サービス 福利厚生給付(prestaciones sociales)である。傷病についての医療行為等の現物給付、 各種年金給付が規定されている。 確定拠出・積み立て方式に移行した。 なお各種年金給付に関しては、一九九五年一二月の 傷病手

症、 総体 integral) 所得保障のニーズを持つ者に対する社会保障給付の法とはいえない。 的扶助とは異質のものである。 sobre el Sistema Nacional de Asistencia Social)」の名を持つ法律は存在するが、これはわが国の社会扶助・公 て阻害される情況にある者、 メキシコには失業に対する所得保障、 路上生活者 (conjunto)」と定義する(三条)。法に列挙される具体的な対象は、栄養失調、身体的・精神的発展に対し を妨げる社会的性質を帯びた情況(circunstancías de carácter social)を改善する傾向をもつ行為の (vivr en la calle)、犯罪被害者、人身売買の被害者などで、 劣悪な家庭環境にある者、 一九八六年の「社会扶助法」は、「社会扶助」を「個人の統合的発展 貧困に対する包括的な社会保障給付は存在しない。「社会扶助法 被虐待者、 遺棄、 失踪、 低所得者には限定されておらず、 搾取の犠牲者、 アルコール依存 (desarrollo (Ley

中に位置づけられる。」とする見解もある。 れは社会のより弱い経済的階層 なお講学上、「社会扶助 (asistencia social)」を「国家の責任で、 (clases económicamente)のためのものである。」とし、「メキシコ社会保障の 法的に組織された支援(ayuda)であり、 そ

的 る農村部を対象とした医療サービスである「メキシコ社会保険公社・連帯(IMSS-SOLIDARIDAD)」医療制度 貧困層や貧困農民層は、その居住地区に設置される保健省 の医療出張所、 メキシコの社会保険制度はある意味で排他的であるが、医療保障については、特別立法がなされている。 医薬品、 州立病院で基礎医療パッケージ(Paquete básico del servicio de salud)に定められている基本 予防接種などの医療サービスを無料で受けられることになっている。 (Secretaría de Salud)やメキシコ社会保険公社によ

また二○○二年からは「大衆健康保険」(Seguro Popular de Salud)

という、

貧困層向けの任意加入の医療保

険が政府により運営・実施されている。 保険料拠出は、 所得水準に応じた段階的なものとなり、 額も補助金によ

り低く抑えられている。

ことになる。そこで選択されたのが「条件付き所得保障」である。 保険制度の限界がここに露呈しており、貧困撲滅は社会保障=社会保険以外の何らかの手段によらねばならない 者、インフォーマルセクターの労働者などは保護されていない。従って、最も弱い層が保護されないという社会 その根拠となる「社会保険法」は正規労働者とその家族の生活保障が中心であり、 以上に概観したように、メキシコでは、社会保障制度は存在するが、それは社会保険制度とほぼ同義であり、 非正規労働者、 小規模自営業

低賃 する。連邦特別区法によって、七○歳以上(制定当初は六八歳以上)のメキシコシティに居住する高齢者に、 electorónica) なお無拠出年金は、国家レベルではなく、連邦特別区(Distrito Federal)であるメキシコシティのみに存在 金 の半 額 が配布され、これによって必要な物資を購入できる。 の「食糧年金」(Pensión alimentaria) が支給される。 具体的には磁気カード

注

1 in Manuel Riesco, ed., A New Development Welfare State Model in the Making?, 2007, UNIRIST, p.117ff メキシコの社会政策の発展については、谷洋之「メキシコ」、田中浩編『現代世界と福祉国家―国際比較研究 (一九九七年)所収、Viviane Brachet-Márquez, Mexico's Welfare State: Birth, Growth and Retrenchment(1822-2002). お茶の水書

メキシコにおける貧困政策:"Oportunidades" について

最

メキシコにおける貧困政策:"Oportunidades" について

- (2) 「メキシコ革命」については、 現代史』明石書店(二〇〇三年)、国本伊代『メキシコ革命』山川出版(二〇〇八年)など参照 増田義郎『メキシコ革命〜近代化のたたかい』中公新書(一九六八年)、鈴木康久『メキシコ
- 3 国本伊代「メキシコ」、国本伊代・中川文雄編著『改訂新版・ラテンアメリカ研究への招待』新評論(二〇〇五年) 所収、
- $\widehat{4}$ 畑恵子「メキシコの社会保障制度―その特徴と90年代の改革」、『海外社会保障研究』 一五三号 (二〇〇五年)、四〇頁、
- (5) Gabriela Mendizábal Bermúde*z, La Seguridad Social en Méxic*o, 2007, Editorial Porrúa, p.40. ただこのテキストでも「社会 扶助」に多くの記述がさかれているわけではない。
- 6 el Distrito Federal, 18 de noviembre, 2003 Ley que establace el Derecho a la Pensión Alimentaria para los Adultos Mayores de Sesenta y Ocho años, Residentes en

二節 オポルトゥニダデスの成立史

ていた。一九七〇年代からは大規模な貧困削減プロジェクトが始まったが、これらは時々の政権の人気取り的な Revolucionario Institucinal PRI) たものであった。この情況を一変させたのが、通貨危機の只中に発足したセディジョ 側面が強く(ポピュリスモ)、政権が交代するたびに全てが終了するという周期を繰り返し、中長期展望を欠い ティージャの購入補助券やミルク、学校給食などの食料給付など現品支給に近い形の各種補助金銭給付が取られ (一九九五年~二○○○年)であった。セディジョ政権では、長期独裁的与党であった制度的革命党(Partido メキシコでは従来、貧困層に対しては、マラリア、天然痘撲滅などの公衆衛生計画の他には、 の権威主義的な体制が衰退し、一方でネオリベラルな経済思想をもつテクノク (Ernesto Zedillo) 政権 主食であるトル

ラート官僚の影響が拡大した。そのことが社会政策にも反映し、 合理化、 効率性重視のネオリベラリズムの色濃

い年金改革や新たな貧困削減政策が開始された。

ている。また個別のミーンズテストで受給者を決定するのではなく、「貧困地域」を特定し、その中の極貧家庭 発的な思想はアマルティア・セン(Amartya Sen) 想は、プログレッサの産みの親であるサンティアゴ・レビ(Santiago Levy)の思想であり、一方、人的能力開 取」を条件に、 層に集中的・直接的に投入するもので、「条件付き所得保障」の手法を採用している。「教育」、「保健」、「栄養摂 PROGRESA)(以下、プログレッサ)である。これは、一般補助金を削減するかわりに、その資金を農村部極貧 困 農村部の極貧層家族に生活保障給付を行うものである。農村に重点的に資源を投入するという思 撲 滅 政 策が「教育・保健・食糧計画」(Programa de Educación, Salud y Alimentación: の思想の浸透という国際的潮流の影響であるとも指摘され

て、「母」が現金の受け取り手となることは、家族、地域での女性の立場・地位の向上とエンパワーメントにつ 期的な健康診断のみが「条件」であったが、後に「通学」もそれに加わった。また給付の受け取り手を「母」に した点でも画期的であった。 (corresponsibilidada)」を付加したことであった。カンペチェ州(Campech)で行われたパイロット事業では定 男性至上主義・男尊女卑(machisomo)が支配的なラテンアメリカ、メキシコにあっ

える⁽⁵⁾

П

ッ

#

が

従来の貧困政策と明らかに異なるのは、

現金給付を採用したことや「条件

ながるものであった。

を支援するというターゲティングの手法は、合理化・効率性重視のネオリベラリズムの思考を体現したものとい

政策指針の下に整理統合した。「君と共に(CONTIGO)」(以下 CONTIGO)、と呼ばれる戦略である。 PAN) のフォックス (Vicente Fox) 策に新たな手法を取り入れた。 その後、 二〇〇〇年選挙で制度的革命党 (PRI) 従来、 バラバラに多数のプログラムが乱立していた社会諸政策を一つの統合的 政権(二○○○年~二○○六年)に移行した。フォックス政権は、 は敗北し、 政権は国民行動党 (Partido Acción Nacional 社会政

以下の CONTIGO の説明は、ホームページの記述による(http://www.contigo.gob.mx)。

 \blacksquare 仕えるところのレバーギア (palancas) を活性化するという、二つの核を持つ。CONTIGO の下で社会政策は、I、 間 教育(educación)、③保健・栄養サービス(servicios de Salud, Nutricion)、④職業訓練 活の質、 という四つの領域にまとめられる。さらにこの四大領域の下に、「I、能力の拡大」の具体的展開として、①生 能力の拡大(Ampliación de capacidades)、Ⅱ、収入の機会の創出(Generación de oportunidades de ingreso)、 機会の創出を促進する。」という認識の下で、①全てのメキシコ人に対して必須の社会的給付を支給する、②人 とを目的する。そして「メキシコ人の能力の発展は、上質の保健、教育、そして高水準の適切な栄養のサービス 会的にも、完全な自己実現のための必要な能力(capacidades)と空間(espacios)を持つことを追求する。」こ 一の全てのアクセスを前提とする。能力が、 の発展 「CONTIGO は人を社会政策の中心におく。CONTIGO は全てのメキシコ人が、 財産の形成 (desarrollo humano) を推し進め、経済成長 社会的統合、 (Formación de patrimonio)、Ⅳ、全ての人間への社会的保護 権利擁護 (calidad de unida, equidad, cohesión social y defencia de derechos)、 福利のより高い水準に変わるために、CONTIGO は収入のよりよい (crecimiento económico)の起爆剤 (Protección social para todos) 個人としてであると同 (detorador) として 1様に社

機からの保護(Protección contra riesgos individuales y colectivos)が分類・整序される。 的展開として、 (vivienda)、⑧貯蓄(Ahorro)、⑨所有権(Derechos de propiedad)、「Ⅳ、全ての人間への社会的保護」の Crédito)、⑥雇用の機会の創出(Generación de Empleo)、「Ⅲ、財産の形成」の具体的展開として、⑦住居 収入の機会の創出」の具体的展開として、⑤地域開発、 ⑩安全(Aseguramiento)、⑪社会保障(Provisión de Protección Social)、⑫個人的・集団的危 融資へのアクセス(Desarrollo Local y Acceso de

はその点で著しく高いのである。 CONTIGO は、 新自由主義的な「合理化」を社会政策で展開したものとも理解できる。事実、 世界銀行の評価

所得保障」制度を基本的には継承したが、名称は二〇〇二年五月にオポルトゥニダデスと改称された。そしてプ ログラムは著しい成長を経験し、前政権で約二五○万世帯だった受給世帯は五○○万世帯に拡大し、メキシコの 貧困削減政策は、「Ⅱ、収入の機会の創出」の領域に位置づけられた。フォックス政権は、 従来の「条件付き

全ての市町村で展開されることになった。

なお CONTIGO と同様にフォックス政権で社会・公共政策の合理化・効率化を図ったものが、二〇〇四年の

における原則を規定した (三条)。「自由 (libertad)」、「公平な分配 (justicia distributiva)」、「連帯 (solidaridad)」、 自治体の義務と権利、社会参加の促進、 「社会開発法(Ley General de Desarrollo Social)」である。同法は、社会開発にあたり、国民の権利保障、 (transparencia)」などであるが、「連帯」は、「社会生活の質の改善のため、 統 合 (integralidad)」、「社会参加 (participacion social)」、「持続可 成果評価のメカニズムの構築などを目的とし(一条)、同時に社会開発 能性(sustentabilidad)」、「透 各責任に応じて(de manera 政府 性

メキシコにおける貧困政策:"Oportunidades" について

corresponsable)、国民、社会的組織、 政府間の協力」(三条Ⅲ項)を指しており、これがオポルトゥニダデスの「条

件」と対応している。

ロポリタン・ゾーンを含む、全てのメキシコの市町村(Municipality)が対象となり、五〇〇万世帯の家族が受 ○○二年からはアーバン・エリア(人口一○○万人以上)、二○○四年からは一○○万人以上の住民のいるメト を対象としていたが、二〇〇一年からは五万人以下の住民のいるコミュニティ(サブ・アーバンエリア)を、二 以上のように成立したオポルトゥニダデスは順次適用範囲を拡大していった。二〇〇〇年までは農村地帯のみ

ら、高校卒業までへと拡大された。

のまま継承されている。 現在のカルデロン(Felipe Calderón Hinojosa)大統領政権下(二〇〇六年~)でもオポルトゥニダデスはそ 給するという目標が達成された。また二〇〇一年以降、児童・生徒へ教育的給付金がそれまでの中学卒業までか

注

- $\widehat{1}$ 畑恵子「メキシコの社会保障制度ーその特徴と90年代の改革」、『海外社会保障研究』一五三号(二〇〇五年)、四〇頁、
- $\widehat{\underline{2}}$ 村井友子 「メキシコ:セディジョ政権下の社会保障制度改革と今後」、『ラテンアメリカレポート』二〇巻一号(二〇〇三年)、
- 3 プログレッサについては、村井・前掲論文、畑・前掲論文、米村明夫/近田亮平「メキシコとブラジルの就学促進のための

例研究』明石書店(二〇〇七年)所収、参照 家計補助プログラムー評価研究の結果とその批判的検討」、米村明夫編著『貧困の克服と教育発展―メキシコとブラジルの事

り、これに対して極貧層とは絶対的貧困状態にあり公的な援助なしに自力では貧困御状態から脱出できない。したがってここ ものである。村井・前掲論文二七頁以下、参照。 良、低い就学率、多産にあり、これらの問題の悪循環が貧困の再生産を生んでいる。ここへの人的資源的支援が必要〉という に公的援助を投入する。極貧層は農村に住んでいるので、農村を焦点に据える。さらに農村部極貧層のコアな問題は、栄養不 レビの思想は、 〈貧困層の中でも緩やかな貧困層の問題は、経済発展と農業の近代化によって解決できる相対的なもである。

国家人口審議会(Consejo Nacional de Poblacion CONAPO)の会長であった。 なおレビとともに「産みの親」と呼ばれているホセ・ゴメス・デ・レオン(José Gómez de León)は、人口学者であり、

これはセンの思想的影響であろう。Gilberto Calderón Oritz, *La Pobreza en México*, 2007, Gernikca, p.327 プログレッサは、家族の能力(capacidades)と潜在的可能性(potencialidades)という言葉で関心を集めたといわれるが、

して、畑恵子「メキシコ」、仲村優一・阿部志郎・一番ヶ瀬康子監修『世界の福祉年鑑二〇〇一』旬報社(二〇〇一年)、 「合理性・効率性を重視する点において、PROGRESA は新自由主義経済政策と矛盾するものではない。」と指摘するものと

四七九頁~、特に四八七頁、参照。

5

- 6 国本伊代編『ラテンアメリカ「新しい社会と女性』新評論(二〇〇〇年)所収、参照、 メキシコ社会の女性の地位の変化については、国本伊代「メキシコの新しい社会と女性―社会の民主化と平等をめざして」、
- 二一卷二号 (二〇〇四年)、二二頁、参照。 CONTIGO 戦略については、米村明夫「メキシコにおける貧困克服のための社会・教育政策」、『ラテンアメリカ・レポート』
- No. 28612-ME, 2004, at p.19 World Bank, Poverty in Mexico: An Assessment of Conditions, Trends and Government Strategy; World Bank Report

|節|| オポルトゥニダデスの制度概要

オポルトゥニダデスの現況

プログラムは展開され、二四三五市町村に渡る八六〇九一地域で実施 とに参加家族数に地域差がある(表1)。都市部、 約一八%、 現在、 オポルトゥニダデスは五○○万世帯、二五○○万人が参加している。メキシコの人口の 全家族の約二五%の家族が参加していることになる。 農村部の区別なく 州ご

される。実施コミュニティを人口規模別にみれば表2の通りである。

表 1 Oportunidades の州別利用者

内訳は、教育支援領域

K

米ドル)でおよそGDPの○・四%を占める。

四七・二九%、食料摂取領域に三〇・〇二%、栄養サプリメント

高齢者支援の領域に六・二九%、

オポルトゥニダ

二〇〇八年のオポルトゥニダデスの予算は、三八億ペソ(=三六億

領域に六・五六%、

デスの下での青年○・七八%となっている。

A T Oportunidades \$7717/17/17/17		
州名	参加家族数	州における割合
Chiapas	560,906家族	61.3%
Veracurz	271,076家族	36.3%
Zacateca	109,547家族	37.0%
Puebla	393,225家族	35.2%

出典: Oportunidades; a program of result 2008., p.21.

表2 人口規模別実施地域数

人口	2,500人以下の村落 (rural)	2,500人~15,000人準都市 (semiurabana)	15,000人以上の都市 (urbana)
地域数	83,103地域	2,488地域	500地域

64

実施機関(agencia ejecutoras)

なり、 Público) ジョン、 れぞれ機能ごとに参集する行政機関が異なる。例えば、プログラムの調整・協力、 IMSS)、教育省(la Secretaría de Educación Publica SEP)がこれに協力する。具体的な実施にあたっては、そ オポルトゥニダデスの実施については、 保健省 外部評価の承認などを行う「評議会」には前述の他に財務省(la Secretaría de Hacienda y Crédito が加わる。 (la Secretaría de Salud SSA)、メキシコ社会保険公社(Instituto Mexicano del Seguro Social 社会開発省 (la Secretaría de Desarrollo Social SEDESOL) フォローアップ、スーパービ が中心と

では四○名ほどのプロモトルが雇用され、一五~二○世帯の病気、子ども、成人、ハイリスクの人々の「見守り」 にプロモトルを招集し研修を行い、彼らが地域に戻り、リーダーや参加者に説明することもある。 たプロモトルが地域リーダーを教育することもある。プログラムに修正や変更があった場合、社会開発省が首都 スの制度についての説明や、 日々の運営に関しては、 (promotor social)は、社会開発省に雇用されている、若い活動家である。彼らの役割は、 各コミュニティのプロモトルやリーダーが受給者と実施官庁の間にはいる。 制度の変更点、 地域のリーダーの役割について、利用者に説明することである。 オポルトゥニダデ サカテカス州 プロモト

ての参加者などが、 オポルトゥニダデスに関する地域リーダーは、ボウェル 参加者による選挙や推薦で決められ任命される。 (vowel「声」) と呼ばれ、プログラムの参加者やかつ

オポルトゥニダデスの概要

条件 (corresponsabilidades)

1

「条件付き所得保障」制度の特徴は給付にあたって条件を充足することである。オポルトゥニダデスの条件は、

(1) 教育

教育、保健、栄養摂取の三点である。

合には、月または年の八五%以上の出席が条件となる。 的には「出席」である。小・中学校(primario y secundario) (educación media superio) の場合には、恒常的な出席と統合された教育 教育に関する給付は「奨学金 (Becario)」の形態を取るが、条件は基本 中等・高等教育 の生徒の場

(2) 保健 (salud) (**写真2**)

談話への参加である。

の健診を受けることである。 保健に関する条件は、五歳以下の子どものために一定の回数、 保健所で

(3)栄養摂取(alimentación)

参加することである。また成人への支援に関する条件としては、予定され 栄養摂取に関する条件は、妊産婦、 授乳中の母親は、 保健・栄養研修に



サカテカス州内の地域の診療所 写真2

た健康相談 ワークショップに参加することである。

くといった一般的な注意や、「夫 口 (V 行われる。 専門職、そしてオポルトゥニダデスの受給者が参加する。 の た。 ワ ĺ 参加者の中からリーダーが選ばれ、 クショップ クショップのテーマであった女性の癌についての「復習」から始まった。 筆者が出席したのは、 (**写真3、4**) はコミュニティごとに、 倉庫のような建物で行われたものであったが、 彼女が他の参加者にその日のテーマに関する説明をする。この日は前 社会開発省のスタッフや地域の医師または看護婦など ここでは栄養指導や健康管理についての教育、 四〇~五〇人の女性が参加して 予兆があったらすぐ病院に行 啓発が

じる。 潔な水を使う、 良い例、 意味がないので、 布では文字を解さない人々に かった」という経験も語られた。 たので、 いての講習となった。 いでサプリ 病院にゆくことを許さなか 調合する前に手を洗う、 悪い例をみんなの前で演 病院に メン その日創ったもの か 実際に参加者が 1 か るの . О 説明 使用に が 書 難 0 清 は 配 0

メキシコにおける貧困政策:"Oportunidades" について

次

が



写真3 スタッフがサ ップの光景 トの説明をする



写真4 参加者が演じる ワー クショップ-

決定する。 なことに注意を促す。 はその日のうちに使い切る、 ワークショップの設定は社会開発省が行うが、内容は地域の医師、看護婦、 水を目分量で注がない、 テレビを見ながら子どもに与えない、 などきわめて基本的 栄養士などが

給付

(1) 教育 (Educación)

教育に関する給付は「奨学金(Becario)」の形態を取り、支給額は学年、性別により異なる。 支給額は以下 表

3) の通りである。

ため、女子への教育継続のインセンティブを与える 連れて、女性に教育を施すことへの親の反発が強い

この制度は、中学生以上では男子学生より女子学生に、

ためである。二○○七年度の「奨学金」の受給者は

与える個人勘定 デスを持つ青年」("Jóvenes con Oportunidadets" 五三〇万人である(Resulda p.14)。 なお二○○三年に開始された、「オポルトゥニダ 学業修了後、 (cuenta de ahorro) 高校生のためにインセンティブを を開設する。

表3 奨学金 (Becario) \$=アメリカドル. 月額

* .	, , , , , , , , , , , , , , , , , ,
小学校	男女とも
3年	\$ 12.6
4年	\$ 14.5
5年	\$ 18.9
6年	\$ 25.2

中学校	男子	女子
1年	\$ 36.4	\$ 38.8
2年	\$ 38.8	\$ 42.7
3年	\$ 40.1	\$ 47.1

高等	男子	女子
1年	\$ 61.6	\$ 70.8
2年	\$ 66.0	\$ 75.2
3年	\$ 69.9	\$ 80.1

より高い給付金を与えている。これは年齢が上がるに

もし学生が二二歳前に高校を終え、彼らが大学に入学するか、 あるいは生産的なクレジット (a productive

credit)を得れば、貯蓄は引き出すことができる。

- (2) 保健 (Salud)
- 一世帯あたり月一八・九米ドルが給付される。
- (3)食糧摂取・栄養(Alimentaria)

れた。全ての六~二三ヶ月の乳幼児と、二~五歳の栄養不良の児童、妊婦、授乳中の母親への栄養補足として、 二〇〇五年に、児童と女性の受給者の栄養と保健のレベルの向上のために、サプリメントの配給制度が開始さ

鉄分の吸収のための栄養サプリメント(Nutrivida®と Nutrisanao®)が支給される。

婦などによる、受給者の保健・健康と栄養の改善のためのワークショップも定期的に開催されている。

現金給付や現物支給に加えて、適切な栄養管理のために、オポルトゥニダデスの専門職員と地域の医師、

い生活のための食糧援助」(Food Aid for Better Livnig)も実施されている(二〇〇八年、一世帯当り一一・六

世界規模の食糧危機による食糧の高騰に対応するための、

特別プログラム

一より良

米ドル)。

なお二○○八年七月より、

(4)高齢者への支援(Apoyo para Adultos Mayores)

受給者の家族と同居または人口二五〇〇人以上の地域に住む、七〇歳以上の高齢者に定額(二〇〇八年、二六・

二米ドル)の現金給付がなされる。

(5) 燃料支援(Apoyo Energetico)

メキシコにおける貧困政策:"Oportunidades" について

受給者の家族に燃料費として定額の現金給付 (二〇〇八年、 四・八米ドル)がなされる。

3. オポルトゥニダデスの手続き

(1)地域選定・ターゲティング

altamente marginadas) によって定立された七つの周縁指標 (indice de marginación) (非識字率、水道・下水・電気のない世帯比率、 地域に居住する貧困世帯を個別の調査により、受給世帯としている。 土間床住居の比率、 用いているところにある。オポルトゥニダデスの場合、人口評議会(Consejo Naciónal de Población CONAPO) 計的手法により対象地区を限定し、その地区内の極貧家庭を受給世帯とする、いわゆるターゲティングの手法を 「条件付き所得保障」制度の特徴は、受給世帯の確定にあたり、個別のミーンズテストによってではなく、 一部屋当りの居住者数、一次産業人口比率)によって、 あるいは貧困の集中する地域 (Zonas de concentración de pobreza) 高度に疎外された地域 が選定され、その

(2) 説明会

サカテカス州グアダルーペ(Guadalupe)地区では小学校の一室で行われた。一五名ほどの住民が集まっていた。

ターゲティングで対象地区と認定されたコミュニティでは、住民のために説明会が開かれる。

筆者の訪問した

ここで社会開発省のスタッフが制度の説明を行う。

Características Socioeconómicas de los Hogares": ENCASEN) を用いてそれぞれの項目を聞き取る。この段階 スタッフによる受給希望者への聞き取り調査が行われる。 チェックシート ("Encuesta de

で受給不可能と判断される者が出る場合もある。この場合は受給希望者への説明がなされ納得した証に当人が署

名する (写真5)。 (3) 家庭訪問

問が行われる。ここでは世帯の就労情況や、家族関係(例えば「子どもが病気になった時、誰が病院に連れてゆ が行われる (写真6)。 くことを決定するか?」など)、居住構造 説明終了後の聞き取り調査で、受給資格の可能性があると判断された希望者について、スタッフによる家庭訪 (床が土間か、 壁の素材など)、所有する家具などについてのチェック

る。 トゥニダデスの受給者とな この家庭訪問の結果、 と判断されればオポ 資格

(4) 給付

銀行口

nicaciones

d e

México

メキシコにおける貧困政策:"Oportunidades" について

キシコ電信公社(Telecomu-り込まれるケースもある。 給付は、二〇〇一年以降、 座を開設しここに振

写真5 説明会で使用されるチェックシ



家庭訪問時の聞き取り 写真6

実的であろう。 用している。銀行小切手のような新しい支給方法も模索されてはいるが、農村の場合、 (BBVA Bancomer)を通して行われることが可能である。二〇〇六年には、一二万の受給家族が銀行口座を利 国立貯金・金融銀行 (Banco de Horro Nacional y Servios Finonerio BANSEFI) 直接手渡しというのが現 商業銀

われた (写真7-1、 筆者の訪問したオホカリエンテ(Ojocaliente)地区では、市の公共施設を使用して、受給者に直接現金が支払 7-2)。この地区では口座を利用して受給しているのは、 オポルトゥニダデス参加者の

○%程度である。

金 受理のみを行い、実際の現金の支給 は社会開発省と契約した「国立貯 クや受給者の現況変更の届け出 スタッフは、受給者の記録のチェッ に現金が支給される。 金を受け取る。この日は九二五家族 に市の公共施設に集まり、ここで現 まで支給が行われる。 当日は午前一〇時から午後 金 融 銀 行 (Banco de Horro 社会開発省の 村や集落ごと 二時 0



写真7-1 給付会場の光景



写真7-2 給付会場内の様子

写真8

場には、苦情申し立て受理のバッグを抱えた社会開発省のスタッフもいる(写真11)。このバッグに利用者が入 れた苦情の文書は、施錠されたバッグのまま社会開発省の州事務所に送られる。 フが現金に触れることはない。このことにより、社会扶助における「政治介入」を避けようとしている。また会 Nacional y Servios Finonerio BANSEFI)」、が直接本人に行う (**写真8、9、10**)。したがって社会開発省のスタッ

(5) 再評価(recertificación)・再審査(reevaluación)

その社会・経済的状態を再評価し、 オポルトゥニダデスは受給者について三年ごとに再評価 オポルトゥニダデスの受給を継続するか終了するか判断するために、「再評 (recertificación) を行う。三年間受給した家族は、



銀行スタッフによる給付

D bar

写真9 支払い時のチェックシート



写真10 社会開発省のスタッフのデスク

などの質問がされる。この過程で社会開発省のスタッフが新た 際に地域のリーダー (ボウェル vowel) も同行することが多い。 は社会開発省のスタッフによる家庭訪問の形で行われる。この 価プロセス」(El Proceso de Recertificación)を受ける。 「オポルトゥニダデスを利用してどのような物を購入したか_ これ

農村地域では六年まで受給できる。この期間を終了した場合に もし家族が資格基準を充足していれば、都市地域では四年、 な情報を得ることもあるという。



苦情文を納めるバッグ 写真11

は、 家族は「区別された支援制度 (El Esquema Diferenciado de Apoyos)」(条件を充足するのであれば三年間

とどまれる)に移行する。

ジ(El Paquete Esencial de Salud)」を利用でき、子ども、妊産婦、授乳中の母への食糧摂取の受給ができる。 一加入して三年後に、家族は自動的に受給者リストからはずれる。

区別された支援制度」は、中学校教育と中等・高等教育レベルで教育奨学金を支給し、「基本的保健パッ

再審査(reevaluación)は、一旦プログラムから脱退・終了した家庭が再度、 受給するか否かを審査する。

6 ミーティング

定期的に開催している。各機関の経験を交流するための会合であると説明される。筆者が参加した会合では、州 サカテカス州ではオポルトゥニダデスの運営・実施に関与する機関による、インフォーマルなミーティングを

た。医療、 保健局長、 保健、 医療局、「国立貯金・金融銀行」、州教育省、州教育・文化省、大学、高等教育研究所からの出 教育において地域の連携がオポルトゥニダデスの鍵となるため、 議論はそれらに関するものが 席があっ

注

多かった。

1 鑑2001』旬報社(二〇〇一年)所収、参照。 ト』二○巻一号(二○○三年)、とくに二八頁、畑恵子「メキシコ」、仲村優一・阿部志郎・一番ヶ瀬康子監修 ターゲティングについては、村井友子「メキシコ:セディジョ政権下の社会保障制度改革と今後」、『ラテンアメリカレポー 『世界の福祉年

四節 オポルトゥニダデスの特徴と課題

オポルトゥニダデスの特徴

1 連邦国家と地方分権

は、 に「条件付き所得保障」のように、特定の地域を統計などの手法により選定する場合、 メキシコは合衆国であり、三二の州からなる連邦国家である。貧困対策はいわば地方自治の問題でもある。 地方政府の「実力」如何ということになる。 その後の政策目標の達成

特

メキシコにおける貧困政策:"Oportunidades" について

策に反映するには メキシコは連邦制国家であるが、 州独自の財源は極めてすくない。 非常に長い時間を要するといわれている。また財源についても、 実質的には中央集権国家であるといわれている。 メキシコの場合、 税機構 (課税システム、 州財源の九五%は 州の意思が連邦の制度・政 収税システムなど)

にもなお問題を残しており、このような現状が「条件付き所得保障」の展開にも影響している。

要がある。 算を使用できるようにした。六年間で六三○人が小・中学校教育を終え、 持つべきであるという政策から、オポルトゥニダデスと州が契約を結び、成人教育のプログラムのために連邦予 八歳までに基礎教育を修了していない場合も多いので、障害者についてはこの一八歳の上限を緩和 オポルトゥニダデス本来の制度では、基礎教育の奨学金は一八歳が上限となっている。 結するという手法がある。 州の貧困問題について、 この改革の提案を州から連邦政府にあげ、 州独自に取り組む場合には、 例えば、サカテカス州では、 七年かけてようやく実現にこぎ着けたという。 成人教育について、一五歳を過ぎてもなお教育の機会を 連邦制度であるオポルトゥニダデスと州政府が契約を締 識字率の向上に結び付いている。また しかし障害者の場合、 ・撤廃する必

に受給者自身が制度を支えるという意識の啓蒙にも力を入れているのがメキシコの制度の特徴の一つといえる。 オポルトゥニダデスは、 地方自治の観点から、 プロモトル制度をおいている点も特徴の一つである。

2. 都市・農村の区別を設けていない

設定に反映する。 条件付き所得保障」は、 メキシコの場合は、 個別のミーンズテストを採用してい 貧困地域に都市・農村という区別を設定していない。 ないので、 その国 [の貧困 の この点、 あ り様が ·貧困 農村地区に

限定するペルーの「条件付き所得保障」プログラムであるJUNTOSとは対照的といえる。その結果、オポルトゥ

ニダデスの受給世帯、受給者は膨大な数にのぼる。

3. 制度の緻密さ

児童労働に焦点を当てて、小学六年生以上で、女子児童に対する給付額を男子児童に対する給付額より高く設定 するためである。ただし制度が精緻であるということは、そのぶん、制度が複雑であるということで、受給世帯 しているのが、その例である。女子児童に教育は不要であると考える親に対して、女子児童の通学を奨励・誘導 制度が極めて緻密・複雑に設計されている。またそのことで、給付目的を明確にしている場合もある。 オポルトゥニダデスは、奨学金に関して、児童の年齢、人数、性別などにより給付額に差が設けられている。

の制度理解に困難を伴う場合もある。この点でエクアドルの "Bono de Desarrollo Humano" がシンプルをモッ

77

トーとするのとは対照的である。

4 「条件」=受給者の分担する責任(corresponsabilidad)については厳しくチェックする

ばチェックされた学校の出席率が直ちに給付の停止に反映する仕組みが採られている。 関心を払わないチリの "Solidario" や、二〇〇八年~九年にかけて実質的に「条件」を課し制度を実施するエク アドルの制度とは対照的である。オポルトゥニダデスには、 オポルトゥニダデスは、「条件」=受給者の分担する責任については厳しくチェックする。この点、ほとんど ソーシャル・ワークが機能する側面は少なく、例え

庭などは脱退しやすい傾向にあるという。 有しているとの指摘もある。 なおこの「条件」がプログラムへの参加あるいは脱退の自己選択を促進し、それゆえにスクリーニング機能を 論者によれば、 受給者の特性と、脱退率の間には相関関係があり、先住民、 単親家

5. オポルトゥニダデスは、それまでの社会政策とは異なり、外部評価を制度的に組み込んでいる

験者、 Ⅲ項)、これを受けて評価組織、社会開発政策国家委員会を規定している(七二条)。委員会は成果評価の学識経 る成果評価(evaluación)と追跡調査(seguimiento)のメカニズムの確立を法の目的の一つとしており(一条 de Evaluación de la Politicia de Desarrollo Social)の「評価」を受ける。社会開発法は、社会開発の政策におけ 二〇〇四年の社会開発法にしたがって、オポルトゥニダデスも社会開発政策国家委員会(Consejo Nacional 社会開発省のスタッフなどによって構成されている(八二条)。成果評価は広報(diario oficial de

Food Policy Research Institute IFPRI)」のような国際機関や国外の大学などによっても行われている。 INSP)」や「社会人類学高等調査研究センター (Centro de Investigaciones y Estudios Superiores en Antropologia Social CIESAS)」のような国内の専門機関だけではなく、「食糧政策国際研究所 これとは別に、オポルトゥニダデスの外部評価は「国立公衆衛生研究所(Instituto Nacional de Salud Publica (International

Federación)に掲載される(七九条)。

オポルトゥニダデスの評価

・ 「条件付き所得保障」の採用

差社会の中で、 界銀行の「圧力」を考えれば、これ以外の選択肢がなかったことも理解できよう。しかしながら本来あるべき貧 拠出の社会保障給付の拡充 困撲滅は社会保障制度の拡充によるべきであろう。メキシコのそして多くのラテンアメリカは、 が当時あり得たかは、構造調整(structural adjustment)と引き換えに開発融資を行うという、 のまま展開したのであるから当然であろう。メキシコがこのような「条件付き所得保障」以外のいかなる選択肢 い限り、社会保険制度は拡大してゆかないだろう。だとすれば、無拠出の社会保障制度を拡充するしかない。 オポルトゥニダデスは、 中間層が存在せず、社会保険制度が拡充・定着しない。社会構造、経済構造に何らかの変化がな 世界銀行からは絶賛されている。世界銀行が進めるネオリベラリズムの手法をほぼそ (無拠出年金や社会手当の導入)もあり得る。事実、ブラジル、ボリビア、 固定化された格 新自由 グアテマ 無

2. ターゲティング

ラといったラテンアメリカ諸国は、無拠出年金を導入している。 (3)

またターゲティングが、 ターゲティングは、貧困緩和を費用=効率的に行おうとして生み出された手法である。ターゲティングそれ自 供給者志向のシステム(supply side oriented)であり、貧困層の意向や人権とは無関係のものである。 地域社会に分断をもたらすという弊害を指摘することもできる。

メキシコにおける貧困政策:"Oportunidades" について

3. 次世代への過剰な配慮か?

性についての疑義が呈されていることもある。 公的給付に連結させた点にある。それゆえ、教育と栄養摂取への配慮が「条件」になる。しかし「条件」の有効 オポルトゥニダデスの(そして「条件付き所得保障」制度の)特徴は、貧困を次世代に伝えないという意図を、

さらに、問題はいまある家庭の貧困をどうするかである。次世代への連鎖を断ち切るという効果はあるが、 現

在の貧困を解決するのに各給付が有効なのかは疑問なしとはしない。 また貧困世帯にいる母親へのエンパワーメントは十分とはいえない。 確かに母親が一定の収入(=給付)を家

しているような能力構築(capacity building)の施策がより積極的に採られてよいだろう。 であろう。 庭にもたらすということの意味は大きいが、母親自身に自立できる能力を身につけさせることが重視されるべき 目前の貧困についての配慮が足りないように思える。成人教育以外の職業訓練とか他国 の制度が採用

4.ケースワークの不在

がるが、 いない。受給者の分担する責任 現在のシステムではケースワークは実施されてはない。「条件」を遂行しなければ直ちに給付打ち切りにつな 条件を充足できない原因を究明し、 (corresponsibility) を厳密にチェックするのであれば、受給者に対する一定の その原因を解消、 問題の解決をはかるということは、 考えられては

支援が必要ではないか。

5. 給付額の課題

金補填という性格を持たせているがこれでよいのか。給付額については、定額給付であるが、この根拠がいま一 現在の給付額は「その子供がもし学校に行かないで働いた場合いくら稼げるか」を基準に考え、児童労働の賃

注

つ明確ではない。

- 1 世界銀行はチリの "Solidario" を「条件付き所得保障」プログラムとみなしているが、これは誤りであろう。
- 2006. p.11. effects of conditionality in dropouts., American University Department of Economics Working Paper Series No.2006-10 Cavola Alvarez, Florencia Devoto and Paul Winters, Why do the poor leave the safety net in México? A Study of the
- 3 二五三七号(二〇〇九年)四二頁以下、参照 例えば、グアテマラにつき、山田晋「グアテマラにおける高齢者の所得保障~無拠出年金をめぐって」『週刊・社会保障』
- $\widehat{4}$ Viviane Brachet-Márquez, Mexico's Welfare State: Birth, Growth and Retrenchment (1822-2002), in Manuel Riesco, ed.

A New Development Welfare State Model in the Making?, 2007, UNIRIST, p.117ff., at p.140.

the Oportunidades Program in Mexico Could Increase Its Effectiveness, Journal of Nutrition, No.138, 2008, p.138ff., at p.641. Jef L. Leroy, Heleen Vermandere, Lynnette M. Neufeld and Stefano M. Bertozzi, Improving Enrollement and Utilization of 童の栄養状態の改善よりは「現金」の受理に集中しており、栄養サプリメントの配給には改善が必要とする指摘もある。See. ただしその意図が正しく参加者に伝わっているかは別問題である。例えば、とくに都市部においては、参加者の意識は、 また教育を中心とする人的投資政策について、小中学校段階の教育を終えてもそれは雇用機会獲得の可能性あるいは社会的

克服のための社会・教育政策」、『ラテンアメリカレポート』二一巻二号(二〇〇四年)、三三頁、参照。 上昇の可能性を保証するものではなく、貧困問題の解決には直結しないという評価がある。米村明夫「メキシコにおける貧困